

京丹後市行財政改革大綱の策定方針

1 行財政改革大綱の位置付け

行財政改革大綱は、時代の要請に応じた京丹後市の行財政改革を進める指針となるものである。

2 策定の背景

新市建設計画は、本市のマスタープランとしての役割を果たすため、合併前の峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町及び久美浜町の住民や議会に対して京丹後市の将来に対するビジョンを示したものである。

この計画では、主要施策の一つに「行財政改革」を掲げており、本市として「行財政改革」に取り組むこととされている。

新市の主要施策（新市建設計画 P5-14～5-15）

行財政改革を加速し、情報公開を進め、地区の自立を促す地域自治の確立

政策評価システムの導入や適正な職員の配置、地方独立行政法人制度の導入検討等の効果的な行財政改革に向けた取り組みを進めます。

また、自治活動の促進、支援を行うとともに、住民が求める行政情報の積極的な公開を進めることで、住民が主体的に望ましい暮らしを育んでいく、自立ある地域づくりを目指します。さらにそのための新たな体制づくりに取り組みます。

3 策定の理由

「ゆとりと豊かさが実感できる社会を実現する」¹ことを目的とした分権時代の到来により、自治体は自らのことは自ら決定し、実行するという自主的、自立的な行政運営が求められていると同時に、多様化、高度化する住民ニーズに対し、適切に対応できる柔軟で効率的な行政執行体制を整備・確立しなければならない。

こうした時代にあって、すでに先進的な取り組みをしている自治体においては、「自治体経営」²に限定して行政を運営するのではなく、主体間の役割分担と協働による「地域経営」³の視点での行政運営を行っているところでもある。

昨今、全国の自治体においては、長引く景気低迷や国の三位一体改革の影響を受けて、財政構造はますます厳しいものとなっている。

本市においても、人々の生活の多様化、高度化などへの対応が迫られる中、大きな変革が求められており、特に財政問題は合併を終えた本市においても未だ深刻である。しかしながら、住民の真の幸せと市の発展につながる未来を切り開き、次代を担う子どもたちへのかけがえのない「ふるさと京丹後市」を創り上げなければならない。

本市が地域の魅力を生かしながら、名実ともにひとつの市として発展していくためには、住民の願いに応える財政構造の改善や、また、住民と行政のあり方など、新しい時代に対応した行財政運営のシステムを早急に構築し、各種政策課題に対しても積極的な対応を行わなければならない。

さらに、本市が誕生した今、合併時の想定を超えた課題なども生じてきていることから、合併時の約束事を踏まえつつ、現時点での状況を加味して、市の政策や施策、事務事業全般にわたって総合的に検証を行い、効率的な行財政運営を図る必要がある。

¹ 地方分権推進法（平成7年法律第96号、平成13年度末で失効）第1条で地方分権の目的として規定。

² 行政組織の運営の健全化を主目的とした形態。経営の対象を行政組織のみに限定した経営の考え方。

³ 住民、自治組織、事業者、事業者団体、NPO、行政など、地域で暮らし活動している多種多様な人々が、価値観の違いを踏まえながらも合意形成を図りつつ、地域の課題とビジョンを共有し、その課題解決とビジョンに向かって実践していく形態が、最近では「地域経営」と呼ばれ、市民自治のあり方として注目されている。

こうしたことから、京丹後市として「行財政改革」に取り組み、従前の手法による経費の削減や事務事業の見直しだけでなく、住民と行政が知恵を振り絞り、行政サービスとは何かを問い直し、行政の抜本的な改革を行うことで住民に対して総合的な責任を果たしていくことができるよう「京丹後市行財政改革大綱」を策定して、行政運営の指針とする必要がある。

以上のことから、本市の行財政改革は、次の3つの理由により取り組むものである。

地域経営

地方分権時代を迎え、参画と協働による住民と行政のあり方が問われている中で、本市でもその取り組みの必要性が求められていること。

財政の健全化

厳しい財政状況をのり切るために、事務事業の見直し、評価システムの導入などより効率的で簡素な行政運営を進め、財政基盤の強化を図る必要があること。

合併による課題の解消

合併時の想定を超えた課題を解消し、地域の魅力を生かしながら公平で公正な行政サービスを提供する必要があること。

4 大綱の目標年度

平成16年度から平成20年度までの5年間とする。

5 行財政改革推進体制

庁内に行財政改革推進本部や課題検討グループを整え、さらには住民意見の反映を図るため行財政改革推進委員会を設置して、本市の行財政改革を推進する。

(1) 行財政改革推進委員会

市長の諮問に応じて、市の行財政改革大綱及びその推進計画の策定について調査及び審議し、その意見を答申する。

また、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

公共サービスにおける行政の役割並びに住民、事業者、行政等の協働に関すること。

市の組織並びに行財政の制度及び運営の改善に関すること。

行財政改革の推進状況に関すること。

その他行財政改革の推進に関すること。

(2) 行財政改革推進本部

行財政の改革を全庁的に審議し、推進する。

行財政改革大綱並びに行財政改革推進計画の策定及び進行管理に関すること。

公共サービスにおける行政の役割並びに住民、事業者、行政等の協働に関すること。

市の組織並びに行財政の制度及び運営の改善に関すること。

その他行財政改革の推進に関すること。

(3) 行財政改革推進グループ会議

行財政改革推進大綱及びその推進計画を策定するにあたり、全庁的な議論を展開し、広く職員の意見を反映。行財政改革推進のための諸課題について調査し、検討する。

行政サービスにあり方検討グループ会議

財政問題検討グループ会議

事務事業の見直し検討グループ会議

補助金等の適正化検討グループ会議

民間委託の推進検討グループ会議

組織・機構のあり方検討グループ会議

人材育成・職員定員等適正化検討グループ会議

住民と行政の協働方策検討グループ会議

6 策定のための検討項目

(1) 住民本位の開かれた行財政運営の推進

[1] 住民と行政の協働に向けた環境づくり

市政への参加の環境づくりの検討

住民と行政が共にすすめるまちづくりに向けて、行政の様々な施策に対し、企画立案、決定、実施、評価の各段階全てにおいて、住民参加を推進するため、分かりやすい情報提供、情報公開、情報共有、住民との対話等のあり方について検討する。

協働のパートナーへの支援方策の検討

魅力あるまちづくりの推進に向け、ボランティアやNPOなど行政と協働して取組を行っている住民・団体の活動支援と人材育成を行うための方策を検討する。

協働の仕組みづくりの検討

地域での環境や教育など様々な問題について、課題と目的を共有し、住民・地域（区）・学校・企業等と行政が十分に議論を行う中でそれぞれの役割を認識し合うなど、協働して取り組める仕組みを検討する。

[2] 行政評価制度の導入

行政評価制度の導入目的の明確化と進化することが可能な制度設計の検討

行政評価の導入目的を明確にし、より効率的で機動性のある柔軟で持続的な評価のしくみを検討する。

評価体系など制度運用のあり方の検討

政策・施策・事務事業の各階層を対象とした評価制度の導入と総合計画に基づく各階層との関連付け、及び評価実施体制の体系化など制度運用のあり方を検討する。

[3] その他

(2) より質の高い行政サービスの提供

[1] 行政サービスのあり方

窓口等におけるサービスの向上に関する検討

住民の問い合わせに対して、迅速かつ的確に対応できるシステムを検討するとともに、人事異動や職員退職にも対応して、常に一定水準以上のサービスが提供できるシステムを検討する。

また、住民が快適に申請や手続きなどが行えるよう窓口業務等の受付時間や受付方法の見直し、職員の接遇の向上を図るとともに、住民満足度の向上に向けて、苦情処理の迅速化や苦情の未然防止、再発防止が図れるシステムづくりを検討する。

電子自治体の推進の検討

市が保有しているネットワーク基盤の有効活用を図り、インターネットを利用した情報提供や各種の申請・届出、施設予約等、電子市役所の推進による住民サービスの向上を検討する。

また、インターネット等を利用できない住民が電子化の成果を享受できる仕組みを検討する。

サービスの公平性の確保に関する検討

住民全体に提供するサービスと住民の一部を対象にして提供するサービス、サービスを利用する住民と利用しない住民など適正な受益と負担、公平性のあり方について検討する。

また、サービスに地域格差等がある場合はその是正方法について検討する。

[2] 民間委託の推進

民間委託等の推進に関する視点の検討

民間委託等の推進に当たり、社会経済情勢の変化及び地域特性、住民ニーズなどを踏まえ、現状分析を行いながら、その基本的な考え方や留意すべき事項について検討する。

- ・住民サービスの向上及び効率的・効果的な行政運営の視点
- ・住民活動及び住民自治活動の促進の視点
- ・雇用の拡大、経済活性化の視点

民間委託等の推進に関する基準及び類型の検討

事務事業について、市自らが直接実施する必要があるかどうか、また、民間に実施を委ねることにより住民サービスの向上やコストの削減など効率的・効果的な行政運営が図られないかなどの見地から、民間委託等の選定基準について検討する。

新たな分野での民間委託等の検討

民間委託等を推進するうえでの視点に立ち、新たな分野の事務事業の民間委託及び新しい手法による民間委託の可能性について検討する。

[3] 外郭団体、公共団体の見直し

団体のあり方・統廃合の必要性の検討

団体の役割や経営状況を踏まえて機能を検証し、その団体のあり方や統廃合の必要性を検討する。

経営の健全化の推進について検討

団体の経営状況の点検、事業実施や管理運営体制の見直しなどにより、経営の健全化の推進について検討する。

透明性の向上について検討

団体の経営状況、活動内容等に関する情報公開を進め、透明性の向上について検討する。

[4] 会館等公共施設のあり方

施設サービスの向上の検討

公共施設、出先機関の業務時間や窓口取扱業務の見直しを行い、住民に最も身近な窓口でサービスが受けられるシステムを検討する。

また、誰もが心地よく利用できるよう公共施設等の分煙、禁煙について検討する。

施設運営方法の見直し

地域集会施設について、その管理のあり方、施設を有効に活用する方策などについて検討する。また、その他の公共施設についても、管理運営方法について検討を加える。

施設運営の効率化について検討

各種公共施設について、その利用状況を把握し、効率的な運営形態を検討する。

[5] その他

(3) 効率的で生産性の高い行財政運営の推進

[1] 組織・機構のあり方

現在の部、課のあり方の検討

市として行おうとしている行政サービスに対し、必要な部、課の設置となっているか、また、適切な人員配置となっているかを再検討する。

本庁の分庁舎方式の検討

部、課の配置について再検討する。また、本庁の一元化についても調査・研究する。

本庁と市民局の体制の検討

市民局配置の目的、業務のあり方について本来目指していたものを確認し、必要な財政措置を含め再検討する。

行政関連施設の改善に向けた検討

行政関係施設（保育所、幼稚園、学校等）について、より質の高い住民サービスの提供、より効率的な運営形態を検討する。

意思決定方式の改善の検討

市長の考えが、行政執行していく上で適切に反映できる仕組み、また、意思決定機関、その伝達方法について意思決定のあり方の再検討を行う。

課題に対して迅速かつ柔軟に対応できる組織づくりの検討

行政課題に対し、迅速に対応するための意思決定機関の改善を図り、突発的な課題に対応するため横断的な組織体制の可能性を追求する。

[2] 人材育成・職員定員等の適正化

市の適正な職員数や人件費の捉え方の検討

再任用や臨時的任用職員の活用のあり方を含め、将来の組織を支える職員構造や事務事業の見直しや業務委託に併せた組織体制と職員配置の検討など、人事制度や給与制度も考慮した適正な職員数や人件費の捉え方を検討する。

職員数や人件費の適正化に向けての基準・考え方の検討

採用や退職のあり方など本市の特性を踏まえた職員数や人件費の捉え方に向けての考え方や設定基準を検討する。

定員適正化計画の策定を軸とする具体的な適正化方策の検討

組織や事務事業の見直しなどによる定員適正化計画の策定検討のほか、任用制度や服務制度の弾力化などによる適正化の検討を行う。

求められている職員像や市役所像の検討

職員の意識改革や職場風土の改善などのため、住民や地域に求められている職員像や市役所行政のあり方を検討する。

人材の育成についての基準・考え方の検討

職員を育成することの必要性とその求める効果などを検討する。人材育成を支える組織や制度などのしくみ、また新たな人事考課制度や研修のあり方など職員の持つ能力の向上の考え方や基準について検討する。

人材の確保についての基準・考え方と具体的方策の検討

職員の採用に伴う投資効果を見極め、職員採用の基準や考え方、また任期付職員や職員の再任用、臨時的任用職員等の採用基準と雇用のあり方について検討する。

外部からの人材を登用する制度などの導入について検討する。

人材育成推進方針の策定を軸とする具体的方策の検討

求める職員像への具体的な取り組み方策や任用制度のあり方、人事評価の仕組みなど人事、給与、研修などの各制度を総合的に研究し、人材育成推進方針を検討する。また、管理職への登用基準や職員のキャリアデザイン育成を具体的に研究・検討する。

職員の意識改革を進めるための具体的方策の検討

職員の協働に対する意識や、コスト意識と結果重視意識の徹底などによる職員の意識改革を進めるための具体的方策を検討する。また、職員の持つモチベーションの維持向上のためのしくみを検討する。

[3] 財政の健全化

財源確保の方策の検討

財源不足を解消し、積極的に財源の確保を図るため、収納率の向上、市有財産の有効活用、受益者負担の見直しなどを検討し、更に地場産業の振興等税源の涵養、また、新税の導入も含めた新たな財源確保の方策を検討する。

財政運営（歳出）の硬直化の改善方策の検討

低成長時代の現下においては、事業の選択とスリム化が必要で、行政の役割・責任を見直し、補助金・交付金の見直し、外部委託、特別会計への繰出金など徹底的な事務事業の効率化・適正化による財政運営の硬直化の改善方策について検討する。

財政状況等情報公開による透明性の向上の検討

予算、決算、債務等財政状況の的確な分析とまたその情報公開など、透明性を高める中での財政運営のあり方を検討する。

中長期の財政計画策定に向けての検討

将来世代への負担に配慮した行政運営を行うため、中長期的な視点に立った財政計画の策定に向けての検討を行う。

従来型予算執行の改善の検討

これまでの予算重視から成果重視へ移行し、各部局が自立的に優先順位や事業の見直しができる予算システムの改革について検討する。

[4] 補助金の適正化

補助金等の再構築のための整理・検討

全ての補助金等について、市として真に必要なものの検証を行い、また、様々な補助金等について、その効果、妥当性等について新たな視点で見直し、再構築するための整理・検討を行う。

交付基準の明確化について検討

多種多様な補助金等について、要綱・内規など明確な交付基準の整備を促進するとともに、適正な執行ができるよう公平な審査基準の作成について、そのあり方を検討する。

・補助金の終期設定の検討

公益上必要と判断される新しい団体の設立や事業について、その多くが初期の段階では組織力・運営基盤が弱い、自立できる一定期間までの補助金の必要性とそのあり方、及び自主自立の促進のための補助金のあり方について検討を行う。

補助金等の公表のあり方の検討

行政の透明性を確保するため、市民の税金を財源としている多くの補助金等は、広く市民に周知する必要がある、補助金等の内容や金額等の公表のあり方について検討する。

[5] 事務事業の見直し

行政のあり方と行政運営の視点の検討

分権型社会における市の新しい「公の姿」について検討し、その「公の姿」の実現に向けての行政の役割と責任領域を改めて検証し、行政関与のあり方など行政運営の視点について検討する。

事務事業の品質の向上の検討

市が行う事務事業に対して、ベンチマーキング手法の導入などにより住民が求める価値を創造し続けるための仕組みづくりを検討する。

また、行政活動の環境への配慮、継続的な事務改善の組織風土づくりによる事務事業の品質向上について検討する。

事務事業の迅速化の検討

住民サービスの向上を念頭に行政事務の簡素化と効率化、迅速な意思決定のあり方等見直しについて検討する。また、庁内分権による事務事業の迅速化の検討を行う。

経費節減・合理化の検討

優先事業の重点化、事務の共同化、競争性の確保などにより事務事業や公共工事のコスト縮減の徹底を図る。また、イベントの見直しなどによる経費節減、合理化について検討する。

特区、地域再生計画を積極的に推進し、地域の特性に応じた施策の展開を図る。

公正の確保と透明性の向上の検討

公共工事の入札や契約手続きの透明性、客観性、競争性などによる改善に努め、行政活動などの情報の公開度を高めることで行政活動の透明性の向上について検討する。

[6] その他